

新年 2 号目でいきなり 1 週間遅れの発行となってしまいました。しかも今回は「暴論オピニオン」だけです。申し訳ありません。次号へ向けて、もっと頑張ります。

暴論オピニオン

三浦市政策経営課では、行政経営全般について日頃から様々な無責任放談をしています。このコーナーではその放談の中で飛び出した暴論をご紹介します。両手を挙げて賛成できないまでも発想のヒントくらいにはなるでしょう。

自治基本条例は地方自治を変えるか？

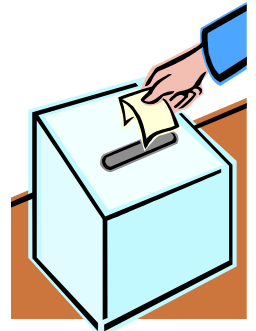
自治基本条例制定の波が全国の地方自治体に押し寄せている。言い方は悪いが、ある意味でのブームである。「まちづくり基本条例」、「自治基本条例」等々、呼び方は様々、その意義や必要性についても様々な言われ方がされているようだ。2004年3月に神奈川県自治総合研究センターが公表した報告書「自治基本条例」では、「自治基本条例とは、**住民自治の一層の促進と、自治体の自己革新を目指した、最高で基本的な法規としての条例**である。」と定義されており、その必要性について、「**自治体の自己革新に向けたより一層の努力が求められていること、住民の自治体運営に対する参加と自己決定の要請が強まってきていること、政策立案と実行に対する十分な検証と、効率的で総合的な政策運営が必要になっていること**」と説かれている。



しかし、この と の必要性については大きな問題が内在している。

第一の問題は、住民投票と地方議会の役割の重

複である。必要性の の住民参加に応える究極のツールは「住民投票」であろう。現に2006年3月に横須賀市都市政策研究所が調査したところによれば、先行32市のうち22市で住民投票制度を規定している。そこで思い出すべきは「**二元代表制**」という言葉だ。中学校の社会の授業で教わったと記憶している。憲法93条の規定により、選挙により選出される首長と地方議会議員という民意を代表する2者による二元代表制で地方自治は成り立っている。相互に対峙し両者のバランスの中で政策を議論し立案する原理である。首長、議員ともに民意を代表する義務を負う。これに反する首長や議員は選挙により淘汰される。そして地方議会は、住民に選出された首長と議員が民意に基づき政策を議論し立案する場所であると位置付けられる。つまり、**住民投票と地方議会の役割は、民意の反映という包括的目的で完全に一致する**。地方自治法第94条が、町村においては議会に代えて、選挙権を有する者の住民総会を認めていることも、このことを証明していると言えよう。



第二の問題は、自治基本条例と総合計画の役割の重複である。必要性の にあるように自治基本条例は、

「ぼっこすこせえる」とは・・・

神奈川県三浦市には三崎弁と呼ばれる方言があります。「ぼっこす」は「ぶち壊す」の意味、「こせえる」は「こしらえる」という意味です。つまり、「ぼっこすこせえる」は「ぶち壊し、こしらえる」=スクラップ&ビルドという意味になります。

政策立案と実行に対する十分な検証と効率的で総合的な政策運営を目的のひとつとして制定される。一方、地方自治法第2条第4項は、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。」と規定している。基本構想とは、いわゆる総合計画の頂点に位置する計画であるが、この基本構想の下に基本計画や実施計画を策定(3層構造の見直しがされ、2層構造の総合計画もある。)し、政策立案をし、実行に対する十分な検証を行い、効率的で総合的な政策運営にまい進することが地方自治体の責務である。最近では行政評価システムと称す進行管理ツールを使う自治体が多い。つまり、**自治基本条例の役割のひとつと総合計画の役割は、計画的行政運営という包括的目的で完全に一致する。**

この2つの重複を軽視してよいわけがない。一方は憲法の問題である。一方は地方自治の最高法規である地方自治法第2条の問題である。憲法の重要性は言うまでもないが、条文の順序からみても地方自治法における基本構想の重要性は想像に難くない。すなわち、自治基本条例制定の目的の一部は、現在の法令及びそれに基づくしくみにおいてすでに担保されている。しかもその担保の重要性は容易に測り知ることができる。

この2つの重複の解消、すなわち役割分担の明確化なくしては、自治基本条例制定を安易に行うべきでない。役割の分担はときに役割の制限に繋がるが、現行法令とそれに基づくしくみの役割制限は、それが重要な意味を持つだけに容易ではないと思われる。

役割分担の明確化に全国基準は存在しない。それは自治基本条例が、その自治体の自己革新を目指した自治体固有の条例であるからである。自治体それぞれが自ら基準を作るべきである。しかも、その目的の一部が相当重要な位置付けで規定された現行法令等の趣旨を曲げない基準を作らなければならない。極めて難しい作業であると認識する。

自治基本条例制定の動きは、潮が満ちるように、インフルエンザが蔓延するように全国の自治体に広がりつつある。前述の自治基本条例制定の検討にあたっては、流行に流された判断は禁物だと認識する。ファッションや音楽のようにはいかない。**住民自治の一層の促進と自治体の自己革新を目指した最高法規を流行で作ることは厳に慎むべきである。**慎重にも慎重を重ねた検討が要求されるべきである。

明治大学プロデュース 三浦市東京支店

なごみま鮮果

<http://www.kisc.meiji.ac.jp/~nagomima/index.html>

**クリーンアップ・プロジェクト
スカベンジ情報はこちら!**

<http://www.city.miura.kanagawa.jp/index/000103/013456.html>

次号(第8号)は3月15日発行です。



3S市長の経営視点

旧自治省が、名刺は公費で賄えない、との通達をしたらしく、多くの役所では職員の名刺が私費で賄われています。名刺は会社の顔です。会社経費とするのが社会の常識でしょう。個々バラバラのデザインでCI(コーポレート・アイデンティティ)もなく会社名の入った名刺を配っていることも問題です。版(デザイン)だけ統一している役所もあるようですが、費用はやはり私費負担が大半のようです。三重県の北川前知事は、「仕事を一所懸命して人とたくさん会う人間ほど小遣いを減らさなくてはならないようなしくみが職員の意識改革を阻んでいる」といった視点から、名刺を「PRパンフレット」と位置付けて公費負担にしたそうです。これはひとつの見識でしょう。三浦市も今はまだ私費負担、バラバラデザインです。経営改革の問題として大いに考え、議論してみる必要がありそうです。